

## 天草ジオパークロゴマーク使用マニュアル

天草ジオパークロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、天草地域におけるジオパーク活動を推進するために選定されたものです。

このロゴマークは、天草ジオパークの活動推進にご協力いただける皆様にご利用いただき、天草ジオパークを広くPRしたいと考えています。

なお、ロゴマークを使用する場合は、下記事項にご留意いただき、また、別添のデザインマニュアルを遵守してください。

- 1 このマニュアルにおいて「ロゴマーク」とは、別紙デザインマニュアルに定めるものとします。
- 2 ロゴマークに関する著作権は、天草ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）に帰属し、使用者がロゴマークを自己のものとして使用することはできません。
- 3 次の場合には、ロゴマークを使用することができません。
  - ①天草ジオパークの趣旨に反し、又は反するおそれがある場合
  - ②利用者・消費者の利益を害するおそれがある場合
  - ③自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
  - ④法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
  - ⑤特定の個人、政党及び宗教活動に関するものであると認められる場合
  - ⑥その他、天草ジオパーク推進協議会会長がロゴマークの使用について、不相当と認められる場合
- 4 ロゴマークを使用する場合には、あらかじめ天草ジオパークロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付して、会長に提出し、その許可を受けてください。
- 5 会長は、前項の申請書を受理した時は、ロゴマークの使用目的等が適当であるかを審査し、天草ジオパークロゴマーク使用許可（不許可）通知書（様式第2号）を申請者に通知します。
- 6 協議会に属する団体等については、営利目的で使用する場合以外は、前項に定める手続きを省略することができます。

7 ログマークの使用期間は、原則として使用を承認した日から起算して最長1年間とします。使用期間満了後において、ログマークを引き続き使用する場合は、4の規定により再度申請をしてください。

看板など長期間同じ場所に設置すると見込まれるもので、かつ営利目的でないものへのログマークの使用は使用期間を定めませんが、設置場所やデザイン等当初の申請内容から変更が生じた場合は、4の規定により再度申請をしてください。

8 ログマークの使用は、無料とします。

9 5によりログマークの使用許可を受けた者は（以下「使用許可を受けた者」という。）は、使用の許可に係る物品等の完成品を速やかに提出してください。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真等をもって代えることができます。

10 ログマークを使用する者は、別紙デザインマニュアルに掲げる事項を遵守し、使用を許可された内容のみに限定して使用してください。

11 会長は、ログマークの使用がこのマニュアル及び許可の内容に違反していると認められるときは、ログマークの使用を禁止、又は許可を取り消すことができます。この場合において、使用許可を受けた者はログマークの使用禁止又は許可の取消処分に関し直ちに従い、使用許可を受けた者に損害が生じても、協議会はその責任を負いません。

12 使用者は、ログマークの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じてください。協議会は、侵害行為に対する補償も含め、ログマークに関するいかなる法的な補償の義務を負いません。

13 このマニュアルに定めるものの他、ログマーク等の取扱いに係る必要な事項は、協議会が別に定めます。

このマニュアルは、平成24年7月24日から適用します。

このマニュアルは、平成26年11月25日から適用します。

このマニュアルは、平成30年3月2日から適用します。

